

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

島根国民年金 事案324

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月

平成5年4月1日から同年5月24日までの間が国民年金に「未加入」の記録となっている。しかし、私が5年5月にA市区町村に転入した際、未加入期間が生じないように、5年4月1日に資格取得するよう手続を行い、同年4月分の保険料を納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人は、平成5年5月*日に結婚して以降、申立人の夫の転勤等により、延べ8回転職し、延べ6回住所地を変更しているが、その都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続や住所変更の手続を適切に行っており、申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがわれる上、申立人は、「事業所が変わる都度、過去の年金記録に未加入となっている期間や保険料が未納となっている期間が無いかを確認しており、申立期間のような未加入期間があれば、もっと以前に気付いていたはずである。」と供述しているところ、その供述には信ぴょう性が認められる。

さらに、申立人は、「前の職場を辞めて平成5年5月にA市区町村に転入した際、未加入期間が生じないように、同年4月1日を被保険者資格の取得日として国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料はA市区町村役場内で納付した。」と供述しているところ、A市区町村では、「当時、厚生年金保険の被保険者であった者がA市区町村に転入し国民年金の加入手続を行った場合には、必ず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日（申立人の場合は、平成5年4月1日）までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得させていた。現年度の国民年金保険料は、A市区町村役場内の出納室で納付するこ

とが可能であった。」と説明しており、申立人の供述内容と合致している。

加えて、申立人は、「当時、同居していた母から、年金にはきちんと加入し、必要な手続きは必ず行うよう言われていた。」と供述しているところ、その母は、申立期間の国民年金保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を9万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 15 日

平成 17 年 12 月 15 日に A 事業所（現在は、B 事業所）から冬期賞与が支給されており、この賞与から厚生年金保険料が控除されているが、オンライン記録には反映されていないので、申立期間の標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出された申立書及び、A 事業所が作成した「報酬・賃金台帳（所得税源泉徴収簿）」（平成 17 年）により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（9万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を9万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 15 日

平成 17 年 12 月 15 日に A 事業所（現在は、B 事業所）から冬期賞与が支給されており、この賞与から厚生年金保険料が控除されているが、オンライン記録には反映されていないので、申立期間の標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出された申立書及び A 事業所が作成した「報酬・賃金台帳（所得税源泉徴収簿）」（平成 17 年）により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（9万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を9万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

平成17年12月15日にA事業所（現在は、B事業所）から冬期賞与が支給されており、この賞与から厚生年金保険料が控除されているが、オンライン記録には反映されていないので、申立期間の標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された申立書及び、A事業所が作成した「報酬・賃金台帳（所得税源泉徴収簿）」（平成17年）により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（9万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和51年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年11月30日から同年12月1日まで
社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B出張所で昭和51年11月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社C出張所で同年12月1日に同資格を取得したとされているが、この間人事異動があったものの、A社には継続して勤務していることから、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の供述により、申立人はA社に申立期間も継続して勤務し(昭和51年12月1日にA社B出張所から同社C出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和51年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、事業主が申立人の資格喪失日を昭和51年11月30日として社会保険事務所(当時)に届け出たことが確認できるところ、A社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を社会保険事務所(当時)に対して納付したか否かは、賃金台帳等の関連資料が無いため確認することができない。」としながらも、「当社B出張所における資格喪失日を昭和51年12月1日付けで行

い、異動先の当社C出張所において同日をもって資格取得すべきであり、当社B出張所における事務手続の誤りであった。」と認めており、また、事業主が資格喪失日を51年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月1日から48年4月1日まで

A事業所に常勤の取締役として勤務していた期間に厚生年金保険の未加入期間がある。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本及び、同社従業員の供述により、申立人が、申立期間において、取締役として、同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であった役員及び従業員計16人の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人を除く11人が、申立人と同様に、昭和41年3月1日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、同社の事業主は、多くの従業員等について、何らかの事情により一度に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたことがうかがえる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、当該事業所に勤務していた従業員のうち、連絡先が判明した10人から聴取したところ、申立人に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができる内容の供述を得ることはできなかったが、当該従業員の一人は、「当時、会社は経営が苦しく、厚生年金保険から脱退したと思う。私はすぐに国民年金に加入し、保険料を納付した。」と供述している。

さらに、申立人は、前述の従業員とは別の従業員から当時の厚生年金保険の加入状況等について確認した結果について、「『会社から厚生年金保険を止めると聞いたので、すぐに国民年金に加入した。』と言っていた。」と供述している。

加えて、複数の従業員から、「申立期間当時、会社の経営は、常勤の取締役であった申立人及び監査役であった申立人の妻が行っていた。」との供述が確認できるところ、申立人は、A社の経営及び管理は、事実上申立人夫妻が行っていたことを供述している。

また、厚生年金保険事業所名簿によると、A社は、昭和57年7月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の人事記録や給与関係書類を確認することができず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は確認することができない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月1日から48年8月1日まで
A社に常勤の監査役として勤務していた期間に厚生年金保険の未加入期間がある。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本及び、同社従業員の供述により、申立人が、申立期間において、監査役として、同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であった役員及び従業員計16人の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人を除く11人が、申立人と同様に、昭和41年3月1日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、同社の事業主は、多くの従業員等について、何らかの事情により一度に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたことがうかがえる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、当該事業所に勤務していた従業員のうち、連絡先が判明した10人から聴取したところ、申立人に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができる内容の供述を得ることはできなかったが、当該従業員の一人は、「当時、会社は経営が苦しく、厚生年金保険から脱退したと思う。私はすぐに国民年金に加入し、保険料を納付した。」と供述している。

さらに、申立人の夫（当時は、A社における常勤の取締役）は、前述の従業員とは別の従業員から当時の厚生年金保険の加入状況等について確認した結果について、「『会社から厚生年金保険を止めると聞いたので、すぐに国民年金に加入した。』と言っていた。」と供述している。

加えて、複数の従業員から、「申立期間当時、会社の経営は、常勤の取締役であった申立人の夫及び監査役であった妻が行っていた。」との供述が確認できるところ、申立人の夫は、A社の経営及び管理は、事実上申立人夫妻が行っていたことを供述している。

また、厚生年金保険事業所名簿によると、A社は、昭和57年7月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の人事記録や給与関係書類を確認することができず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は確認することができない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

私は、A事業所で、平成8年4月1日から9年3月31日まで臨時職員として継続して勤務した。同日は、同年4月1日から正職員として採用予定であったため、間違いなく勤務していたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に平成9年3月31日まで勤務したと申し立てているが、A事業所が保管している申立人の人事記録によると、「平成9年3月30日まで任用を日日更新し以降更新しない」、「平成9年3月30日限り退職した」、同年3月30日付けで「退職手当として金59,100円を支給する」と記録されており、その後、任用期間が更新された記録が無いことが確認できる。

また、A事業所が保管している申立人の平成9年出勤簿によると、摘要欄に「任用期間8. 4. 1～9. 3. 30」及び「9. 3. 30退職」と記載されているほか、同年3月31日の欄には、勤務を要しない日として斜線が引かれていて、申立人が出勤したことを示す押印が無い上、申立人は、「採用予定期間が9年3月30日までであることを承諾する。」旨を記載した書面に記名、押印して8年1月23日にA事業所長あて提出していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A事業所において平成8年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した176人の同僚のうち、平成9年4月1日が喪失日となっている者は7人しか確認できず、ほとんどの者が同年3月31日に資格を喪失しているところ、A事業所は、「日々雇用の場合は30日退職であるが、パート職員の場合は31日退職としていた。」旨供述している。

加えて、A事業所は、「申立人の平成9年3月分の厚生年金保険料については、人事記録に基づいて厚生年金保険被保険者資格喪失手続を行っているため、同年3月30日退職である申立人の給与からは控除していない。」と供述しているところ、申立人が所持する平成9年分給与所得の源泉徴収票をもとに社会保険料を検証したところ、申立人は、同年3月分の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。